

令和 5 年 9 月

お客様各位

熊本信用金庫

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和 5 年 10 月 1 日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当金庫は適格請求書発行業者として登録を受けており、お客様がお取引にあたって当金庫に各種手数料をお支払いいただいた場合、お客様は各種手数料に含まれる消費税について、当金庫の発行する適格請求書（インボイス）に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

（注）具体的な要件につきましては、顧問税理士等にご相談ください。また、当金庫ではインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせていただきますのでご通知いたします。

【ご参考】当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T2330005001578

1. 営業店窓口等での各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料（残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。また、営業店窓口にて備付けの振込依頼書をご利用いただいて振込みをされた場合などは、複写式となっている「お振込金受取書（兼振込手数料受取書）」をインボイスとしてご利用いただけます。

2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について（法人のお客様）

預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいています各種手数料（法人インターネットバンキング利用での振込手数料等）につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイスのお知らせ」をダイレクトメールにてご案内を予定しています。

※法人のお客様は特に行っていただく手続きはございません。

※上記以外のお客様で「インボイスのお知らせ」が必要な場合は、お取引店の窓口にお申し出ください。

以上